
令和 6 年第 4 回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 8 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3－1・3－2 会議室
3. 出席委員 1 2（名）

出欠	役職	議席	氏 名
出席	会 長	14 番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13 番	吉田 俊明
出席	委 員	1 番	前田 好嗣
出席	委 員	2 番	出口 貞味
出席	委 員	3 番	蛭崎 幸生
出席	委 員	4 番	椎葉 千亜紀
出席	委 員	5 番	西田 浩二
欠席	委 員	6 番	大森 洋一
出席	委 員	7 番	横山 員伸
出席	委 員	8 番	浅野 正博
出席	委 員	9 番	小野 俊明
出席	委 員	10 番	繁永 大輔
出席	委 員	11 番	築別 修一
出席	委 員	12 番	平野 力範

4. 事務局 局長 山本 健太郎
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第11号 築上町農業振興地域整備計画の一部変更について
- 第5 議案第12号 令和6年度農用地利用集積計画書（案）について
- 第6 議案第13号 農用地利用集積計画書（所有権移転）について
- 第7 議案第14号 非農地証明について
- 第8 報告事項
- 第9 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和6年 第4回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、12名です。定足数に達しています。ただいまから令和6年第4回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、1番：前田委員さん、2番：出口委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第9号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第9号の1、申請人：〇〇さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいいませんが、議事進行上このまま私が進行してもよろしいですか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） それでは説明いたします。
この案件につきまして譲渡人が所有するすべての農地です。今回、申請者である、湊在住の〇〇さんが、現所有者のみやこ町在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第9号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第9号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第9号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、
出口委員さんから説明をお願いします。

2番（出口委員） この案件につきまして第一青蓮保育園から南に100mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、安武在住の〇〇さんが、現所有者の安武在住の〇〇さんから売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第9号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第9号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第9号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして、
蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきまして、上り松公民館から南西に500mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、行橋市在住の〇〇さんが、現所有者の石堂在住の〇〇さんから売買により取得し、農業をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしている

と考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議
お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第9号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第9号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決
定、許可することといたします。
続きまして議案第9号の4、申請人：〇〇さんの件につきまして、
蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきまして、上り松公民館から北に300mほど行った所にある農
地です。今回、申請者である、上り松在住の〇〇さんが、現所有者の遠賀町在
住の〇〇さんから売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を
全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たし
ていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろし
く審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第9号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第9号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決
定、許可することといたします。

続きまして議案第9号の5、申請人：〇〇さんの件につきまして、
蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3 番（蛭崎委員） この案件につきまして、東九州自動車道椎田インターから北に700mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、小原在住の〇〇さんが、現所有者の小原在住の〇〇さんから売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第9号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第9号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第9号の6、申請人：〇〇さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいいませんが、議事進行上このまま私が進行してもよろしいですか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） それでは説明いたします。
この案件につきまして、椎田南公民館から東南に200mと南に1000mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、山本在住の〇〇さんが、現所有者の大分県在住の〇〇さんから売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの6番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第9号の6については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第9号の6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第10号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第10号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、
浅野委員さんから説明をお願いします。

8番（浅野委員） この案件につきましては、伝法寺郵便局から北に400mほど行ったところにある農地です。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、例外的許可規定の既存施設の拡張に該当する農地であることから転用可能な農地と判断します。今回、申請人の〇〇さんが伝法寺在住の〇〇さんから土地を売買で取得し一般住宅として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第10号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第 3、議案第 10 号の 1、農地法第 5 条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

日程第 4、議案第 11 号

議長（蛭崎会長） 日程第 4、議案第 11 号「農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第 5、議案第 12 号

議長（蛭崎会長） 日程第 5、議案第 12 号「農地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第 6、議案第 1 3 号

議長（蛭崎会長） 日程第 6、議案第 1 3 号「農地利用集積計画（所有権移転）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第 7、議案第 1 4 号

議長（蛭崎会長） 日程第 7、議案第 1 4 号「非農地証明について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第 8、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第 8、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約 2 件
農業耕作者・管理者名義変更届出 1 9 件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和6年第4回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて
終了しました。これにて閉会といたします。

令和6年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

1 番委員 （前田 好嗣 委員）：

署名委員

2 番委員 （出口 貞味 委員）：
